

# 和光都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・4・3号練馬川口線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 なる 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等の交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・3	練馬川口線	和光市 白子 一丁目	和光市 白子 三丁目	和光市 白子 二丁目	約3,880m	地表式	4車線	16.0m	幹線街路東京 松本バイパス 線と立体交差  幹線街路と平 面交差2箇所  東武東上線と 立体交差	
	3・4・4	諏訪越 四ツ木線	和光市 丸山台 三丁目	和光市 新倉 三丁目	和光市 下新倉 二丁目	約2,190m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平 面交差2箇所  東武東上線と 立体交差	
	3・1・12	外環状道路	和光市 新倉 四丁目	和光市 大字新倉 字北畝割	和光市 新倉 七丁目	約1,240m	嵩上式	4車線	62.0m		
	構造形式の内訳		和光市 新倉 四丁目	和光市 大字新倉 字北畝割		約1,090m	嵩上式		49.0～ 64.0m		
						約150m	地表式		64.0～ 70.0m	幹線街路志木 和光線と立体 交差	
	3・2・13	志木和光線	和光市 新倉 五丁目	和光市 下新倉 五丁目	和光市 新倉 三丁目	約2,220m	地表式	4車線	36.0m	自動車専用道 路と立体交差 1箇所  幹線街路外環 状道路と立体 交差  幹線街路と平 面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 変更理由

今回の変更は、慢性的に発生している国道254号の混雑を緩和し、都県を跨ぐ交通を円滑にするため、3・2・13号志木和光線の区域を3・4・3号練馬川口線まで延伸するとともに、関連する3・4・3号練馬川口線の交差点部における一部区域の変更、3・4・4号諏訪越四ツ木線の終点位置の変更、交差する3・1・12号外環状道路との交差構造を変更するものです。

併せて、3・4・3号練馬川口線及び3・1・12号外環状道路の車線数を決定するものです。